

# 救護施設の歴史と今後のあり方について

—仏教福祉を手がかりとして—

熊谷和史(玉葉荘)

田中治和(東北福祉大)

## 1. 研究目的

救護施設は生活保護法第 38 条 2 項において「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活が営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」と定義されている。つまり、障害の種別によらずあらゆる生活困窮者を受け入れている保護施設である。

こうした生活困窮者を保護する施設は奈良—飛鳥時代に建立された悲田院まで遡ることができる(長谷川 2015)。また昭和 4 年に公布した救護法によって正式に救護施設という名称が使用されている。つまり現法以前を含めると救護施設には長い歴史があるといえる。これまで救護施設の歴史を記述した先行研究はあるものの年表として提示した研究は無く、直近の取り組みを網羅したものは少ない。本発表は救護法以前から現在まで、関連する法律や施策を並べ、救護施設がその時代の貧困や困窮にどう応えてきたかを提示することを目的とする。

また、本発表は現代の貧困を社会的排除論の枠組みで批判的に論じる。社会的排除の対となるのは社会的包摂であるが、包摂の意味をより広い観点から捉え仏教福祉を援用する。なぜ仏教福祉を援用するかについて、現在の社会福祉は欧米型の価値観が中心となっている(戸塚 2021)78。しかし、仏教は日本の精神的土壌であり、聖徳太子からはじまる仏教に基づく福祉実践が歴史的に連綿と続いてきた。ところが現在、(木原 2016)20 が指摘するように戦後、日本における政教分離の捉え方が福祉施設のみならず公共機関においても宗教を厄介なものとして捉え、遠ざけられ、場合によっては信仰を持つことを排除する方向にある。しかし、吉田は「この世紀末の「混迷」の時代を正しい社会福祉の位置を確定する社会学的認識と、社会福祉を内から支える「倫理」や「宗教」的信念をもって乗り切らないといけない」(吉田 and 岡田 2000) : 317) と宗教の世界観や人間観から社会福祉が学ぶことの重要性を訴えている。社会福祉の実践原理や価値基盤の背景には宗教が積み重ねてきた智慧がある。ところが、現在はその智慧が軽視され、価値は表層的な知識にとどまり社会福祉制度あるいは援助実践が空洞化していると考える(空閑 2021)。このことを前提に、本発表では救護施設の歴史を踏まえながら、仏教福祉の観点から今後の救護施設のあり方を提示することを目的とする。それは、古来から福祉対象である生活困窮者への取り組みへの批判的考察と社会福祉の今後のあり方を根底から問うことになると言える。

## 2. 研究視点

本発表は以下の(長谷川 2000)における仏教福祉の研究分類に依拠する。(長谷川 2000)は、(仏教)は A . 仏教の思想や理念と信仰, B. それを体現している僧俗仏教者, 仏教寺院, 仏教の団体が実践主体にわけられる。(福祉)は, a. 目的概念である抽象的・理念的・規範的次元における福祉, b. 実体概念である福祉, 制度・政策, 援助方法などの具体的・実践的・現実次元における福祉と区分する。Aa 型は仏教思想における福祉理念の基礎づけであり, Ab 型は社会福祉学の実践的な目的を意味づけ, 空洞化に警鐘を鳴らすという役割を思想に求めている。Bb は仏教者によるソーシャルワークの実践モデルなどを扱うと分類している。これらの分類から本発表は、救護施設における援助のあり方や社会的役割を考察する Ab 型といえる。なお、社会福祉の目的論は諸説あるが、正村が定義した「社会保障制度と社会福祉事業は『悲惨』を減少させ、『不安』を緩和することを目的とする社会の共同事業」(正村 2000)6 を本発表では基底に置く。

研究範囲について、仏教思想の教義は深く広い。また宗派による教義の捉え方や実践は多岐にわたり発表者の能力を超える。本研究は吉田久一が取り上げた仏教福祉の諸価値と鎌倉時代に庶民に広く信仰をもたらした、その時代に革命を起こした法然と親鸞の思想のいくつかを取り上げる。

なお仏教の智慧を援用することについて吉田は宗教思想は歴史的に時に権力者に左右され、反福祉的な政策に抑止や批判的になっていなかったことから、「社会科学や政策に対し、抑制と緊張を持たなければならない」(吉田 1989)128 と論じる。宗教による信仰実践と救護施設の援助の実践のあり方はまったく異なる。本発表は、援助実践の内実を深めるために仏教の智慧から慎重に学ぶこととする。

## 3. 研究結果

### 3. 1. 社会的排除について

社会的排除論は比較的新しい貧困論であり、その社会分析の視点は新自由主義による経済の自由化と労働の流動化は非正規雇用を大量に生み出し、格差と貧富の差の拡大させている。大多数の人は周辺化され孤立

化している。こうした孤立化は社会によって引き起こされているという意味で社会的排除と呼ばれている(関根 2020)388-389。社会的排除は日本でもネットカフェ難民や孤立死など様々な形で取り上げられ、いつでもだれでも何かのきっかけ(倒産や失業など)で転落し、いとも簡単に排除状態に陥ることを示している(岩田 2008)。

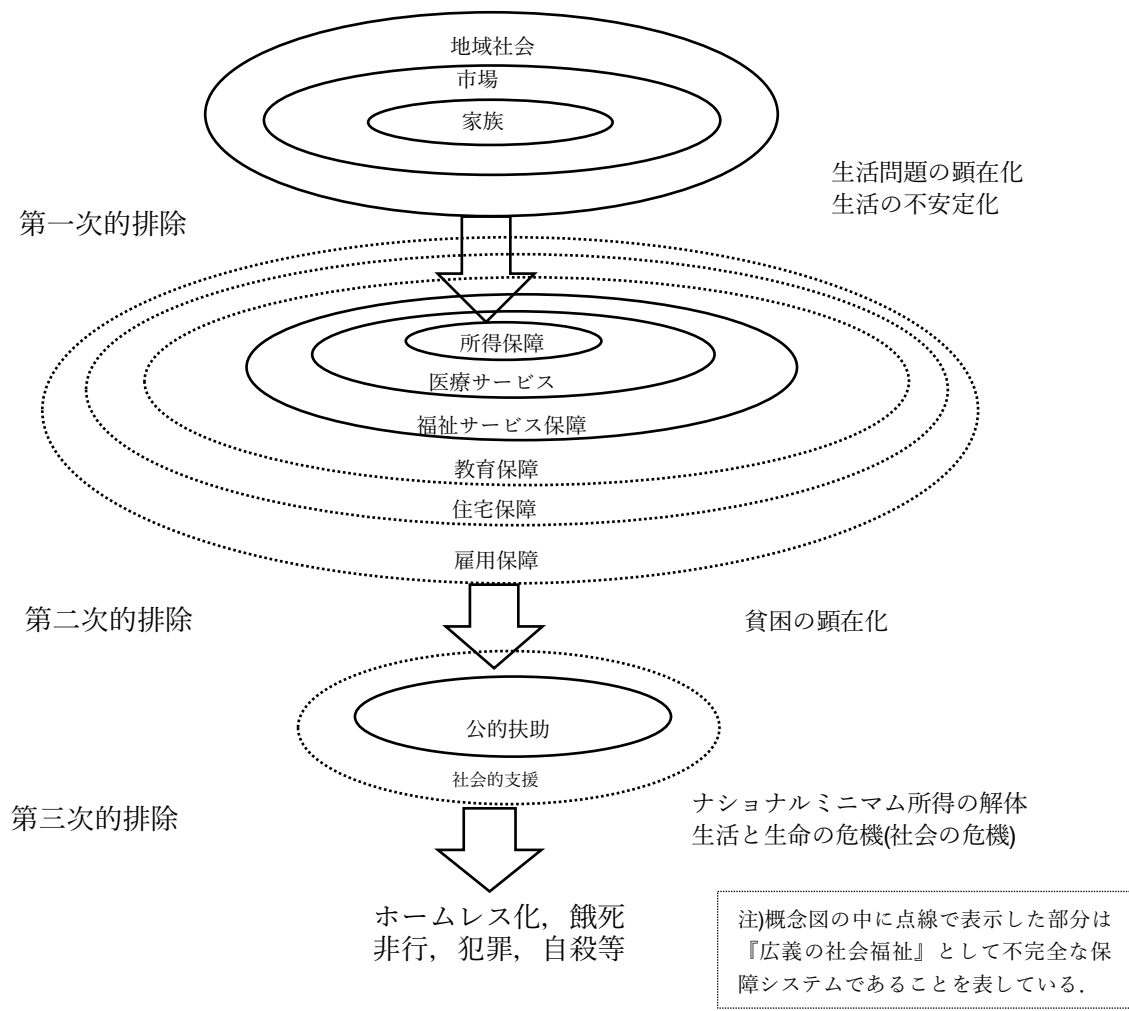


図1 排除の階層(杉村 2004)

(杉村 2004)は社会のセーフティネットを三層に分け、同心円状にシステムを配置している。それによると、まずは家族や市場からの排除は社会的な孤立状態に追いやる。その後、市場からの排除された場合、広義の社会福祉制度(雇用保障など)がセーフティネットとして受け止めるが、これは基本自己責任により調達するものであり、自助努力ができない者は社会的不利を深刻化させる。次の層では、貧困に陥ることで国民年金や介護保険を未納滞納することで社会的排除が強化される。そして公的扶助などのナショナルミニマムからの排除となれば孤立や自殺、路上へと放り出されてしまう。

本来、生活保護は国家責任の下、無差別平等などの原理によって生活困窮者を救済する一般法である。しかし、生活保護自体がスティグマを付与し、申請を抑制させる、あるいは低い捕捉率のよって十分に機能していないことが指摘されている(布川 2007; 岩田 2021; 松岡 2007; 桜井 2021)。また本来究極の貧困状態であるホームレスは特別措置法でもって対応し、生活保護受給を抑制している。(田中 2004)は「社会福祉実践および社会福祉学において、最も危惧するのはその対象(生活上の困難および社会的不利益)を担う利用者および家族から、そっぽを向かれること」(田中 2004)36 であるという。路上生活という過酷な状況下でも福祉関係者の手を振り払うことがある(岩田 2021)。救護施設の調査でも退所先が不明である利用者が約一割いる(全社協 2020)。これは一定の手続きを踏まずに出て行った利用者である。まさにそっぽを向かれたのである。このように社会福祉制度は現状に対し十分に機能しているとは言いがたい。

救護施設における社会的排除は、同じような障害を持っていても他法優先の原則から低い基準でのサービスの提供になる「制度からの排除」や設置場所が人の住む場所から離れた場所にあることが多いなど「空間からの排除」など社会的防衛としての役割が顕著である(熊谷 2019)。さらには救護施設には10年以上長期

入所している方も多く、中には40年以上も存在する(熊谷 2020)。この長期入所が自己選択の結果ではないこともあり、人生の大半を施設で暮らすことによる自由の束縛こそが社会的排除状態であると言える。

また社会的排除を「制度のはざま」として捉える先行研究もある。(高良 2017)によると受給要件を満たしていない場合と満たしていても知識不足によりサービスにたどり着かないアクセス制限などを分類している。そのためそこに問題があっても不可視化されてしまう。つまり、社会的排除とは、個人に降りかかる生活困難が諸要因によって、持っているはずの権利などが剥奪されて転落し、不可視化していく過程を示している。吉田は「福祉の対象は、歴史的社会的矛盾としての生活を背負い、悪戦苦闘してその矛盾を切り開かんとする「生きた人間」だと思う」(吉田 and 岡田 2000)313 と論じる。社会的排除はその意味で、そうした生きた人間＝リアリティの中でこそ問われている。

### 3. 2. 社会的包摂、仏教福祉について

本来、社会福祉は他の施策で対応できない/できなかった事象に対応する補完/補充性という包摂の役割がある。生活困窮者自立支援法や地域包括ケアシステムは社会的包摂をうたっている(熊谷 2019; 熊谷 2017)。しかし、先に見たように生活保護の無差別平等の原理などの目標が機能しなくなっており、いわば目標喪失の閉塞状態にある(吉田 2003)50。また「「自立支援」, 「多様な主体の参入」, … [中略] … 「サービスの質と効率性の確保」そして「社会的責任」の稀薄と続けば、社会福祉も新自由主義の一翼を担っていると考へざるをえない」(吉田 2003)50。「社会福祉は社会が福祉を肯定する社会でなければ存在しない」(吉田 2003)53-54。宗教はトータルな生活な人間の福祉を希求する「根元」的存在であり、その意味で現代においてこそ宗教から学ぶ意義はあると言える(吉田 2003)54。とはいえ、仏教福祉とは何かを先行研究から列挙して一つ一つを論じるだけの紙幅も能力もないため、仏教の根本思想の一つである「慈悲」と「縁起」を吉田の先行研究を手がかりに論じる。

慈悲の慈は友愛、悲は「他者の苦しみに耐えられない心性であり「呻き」であり他者の苦悩に対する共感である。その共感は他者を自己の内に展開せしめて自他の対立を否定する「自他不二」」(吉田 2003)65 となる。その意味で慈悲では主体と対象は相関というよりも循環関係になる。そして、慈悲は、生老病死や人間の苦や悲しみの共同体にこそ特徴がある(吉田 2003)54。その意味で福祉の対象は社会的な矛盾の中で「「呻き」の共同体」(吉田 and 岡田 2000)218 として存在している。循環関係とは、人も社会も遠い過去や現在から受けている無限の働き、それを我々がありとあらゆるものに生まれているとする縁起思想にある。この関係はワーカー、クライアントのような個別的、合理的・検証的・分断的・能率的関係ではない(吉田 1989)128。両者の関係状況の中で共に成長していく円融世界を意味する。

法然や親鸞が切り開いた福祉思想の核は「宿業観」からの解放にある(吉田 1989)108。宿業とは、現世に報いを招くことになった前世での善悪の行為(平 2018)85 である。そして現在差別される人や貧しい人は前世の行いが悪かった(因果応報)からだと考えられ、社会の中で切り捨てられていた。そして法然が生きた時代の当時の人たちは、写経や供養、様々な苦行の実践、禁忌の墨守など様々な戒律を守って生活していた(阿満 2003)66。しかし法然は、そうした現世的価値(因果応報)・政治権力(宿業に基づく格差の肯定)・自力修行・共同体に根付く因習などの否定を媒介とし、阿弥陀仏の教えや働き(誓い)を信じる行為(念仏)によって常に思い起こせば、いかなる者も救済されるという宗教的価値の絶対化を打ち立てた(阿満 2003)66,(頼尊 2015)197。親鸞はさらに人間の存在をすべからず悪として捉え、そうした悪人でも慚愧と懺悔を持って宿業と向き合い、自らの絶望の彼方から差し込む阿弥陀仏の光(他力)を通じて現世でも救済できることを唱えた(張 2004b; 張 2004a)。つまり、人間の絶対平等性を説くことによって社会の下層や共同体から排除されている人々の生の肯定がなされる価値の転換をもたらした(守中 2021)。宗教的価値の確立をなした一方、悪人も往生できるとは言え日常では小さな罪も犯すべきではないこと。念仏の機縁がない人ともうまく付き合うこと。社会的慣習は必要に応じて遵守すれば良いと他の社会倫理とも折り合いをつけるように説いてもいる(町田 2010)。他者への寛容さ、我欲や傲慢などの「慢」をいさめて謙虚に生きること、そして信仰を持つことによる精神の自由をもたらした(阿満 2003)160。

法然、親鸞が現代社会においても示唆に富む福祉思想が多くあるが、一つ取り上げると縁起は阿弥陀の大慈悲による「絶対平等的円融世界」(吉田 1989)127 である。縁起における人間関係は「わかりやすいいえば for に対して with together の世界と言って良い。福祉対象と福祉主体は資本主義社会で久しく断絶を続けてきた。しかし本来の福祉社会は with together に相違ない」(吉田 1989)120 と論じられるところにその世界観が集約されていると思う。

なお吉田は、仏教福祉は感性的実践に優れているが、社会福祉実践には普遍性や論理性が伴わないといけないこと。また「縁起相関」や「共存性」は重要であるが、近代福祉の「人権」「人格」「自立」を吸収しながら「共存」を実現しないといけないと指摘している(吉田 2003)56。

### 3. 3. 救護施設の歴史

救護施設の歴史については(江口 2003), (岩田 1985)(高間 2004)(熊谷 2019; 熊谷 2021)などが論じている。これらの先行研究を元に年表を作成する。また, 現在の救護施設の前身は(岡部 2013)の調査から完全ではないが変遷が伺うことができた。これまでの先行研究のアウトラインに沿う形で岡部の調査から得られた知見や(全社協 2020)の統計を差し込むことで救護施設の歴史を提示したい。

	福祉一般	生活保護	救護施設	備考
1874	恤救規則			救護所, 無料宿泊所が現在の救護施設の前身としてある
1899	行旅病人取扱法			
1929	救護法		救護施設として法律上位置づけられる。	養育院, 養老院, 病院などを含め救護施設として位置づけられる。救護法は制限扶助主義
1945	生活困窮者緊急生活援護要綱		保護施設に一本化	主に浮浪者收容施設として機能
1946	旧生活保護法		保護施設	救護法の流れで救護施設があるが, 法律上は明記されていない。
1947	児童福祉法			児童養護施設の入所児童の内, 知的障害児の成人後, 救護施設が受け皿に
1949	身体障害者福祉法			
1950	精神衛生法	生活保護法	救護施設が保護施設として位置づけられる。	
1951	社会福祉事業法		第一種社会福祉事業として位置づけられる。	
1954		第一次適正化		医療扶助の適正化, 精神疾患者の長期入院患者の退院促進
1955			生活保護による保護施設の改善整備について(運営通知)	適正な定員や事務費などの勧告
1956			緊急救護施設設立(1973年まで, 運営基準は1958年に通知)	医療扶助受給の長期入院の精神障害者の受け皿に
1960	精神薄弱者福祉法(1999:知的障害者福祉法)	第2次適正化		一般) 救護施設入所の知的障害者の一部は専門施設へ移行(生保) 浮浪のみを理由にした施設收容は行われなかった
1961	精神衛生法改正			措置入院の強化
1963	老人福祉法			養護老人ホームが保護施設から老人福祉法へ移行。
1965	精神衛生法改正		緊急救護施設の運営について(通知)	一般) 精神疾患者の隔離強化
1966			保護施設の最低基準の制定(緊急救護施設の運営通知については廃止)	機能回復訓練などの項目の追加, 精神科病院との連携強化
1976			生活保護に関する行政監査結果に基づく勧告	救護施設不要論が投げかけられる。
1978			救護施設・その現状と将来(あり方検討)	総合福祉施設化や最低基準改善などを提言
1981		第3次適正化(123号通知)		不正受給の防止など
1983			最低基準の一部改正	人員を15:1から6:1にするなど
1987	精神保健法 社会福祉士および介護福祉士法		最低基準の一部改正 選ばれる救護施設を目指して(あり方検討)	救護)居室を6人部屋から4人部屋にするなど 一般)初めて精神障害者が福祉の対象となる。
1989			救護施設通所事業の創設	
1993	障害者基本法 精神保健福祉法			精神障害者の社会復帰の充実など
1994			退所者など自立生活援助事業の創設	指導員, 看護師の加算など増加

1996			救護施設のあり方検討委員会	地域生活移行や総合福祉施設としてのビジョンを提示
1997	介護保険法制定(2000年施行)			救護施設は介護保険適用除外施設として位置づけられている。
2000	社会福祉法	生活保護法改正	生活保護および救護施設の今後の方向性に関する検討会	生保) 収容→入所とするなど救護施設の定義の変更
2002	ホームレス自立支援法	ホームレスに対する生活保護の適用について(通知)	保護施設通所事業の創設	生保) ホームレスを生活保護の対象と位置づけ、施設入所の場合は、救護施設の活用も謳われる。
2003	支援費制度 医療観察法			医療観察法の対象者の受け入れ
2004			社会福祉機能強化事業 居宅生活訓練の創設 サテライト型施設の創設	救護施設の地域移行プログラムの強化。
2007			救護施設の機能強化に向けての指針(あり方検討委員最終報告)	地域生活移行支援の強化など
2009	セーフティネット支援対策事業 地域定着支援センターの設置			矯正施設退所後の福祉的対応として救護施設の活用例がある。
2010		地域定着支援事業 ホームレス事業		2002年のホームレス支援事業の延長。
2011			精神保健福祉士の加算化	精神障害者の地域生活への展開
2012	障害者総合支援法			2015年、地域移行の対象に救護施設が含まれる。
2013	生活困窮者自立支援法(2015施行)	生活保護法改正 医療扶助の適正化 不正受給の厳格化	生活困窮者支援の行動指針	救護) DV対象者のシェルターとしても活用・中間的就労としての活用・循環型セーフティネット施設と位置づける
2017	社会福祉法改正		第二次行動指針	地域移行の強化
2018	日常生活支援住居施設の創設		救護施設版第三者評価基準策定	一般) 劣悪な無料低額宿泊所への対応、差別化
2019	無料低額宿泊所の設置基準が公布。		第三次行動指針	第三者評価の受審の推進

現在、稼働している救護施設でも現法前から存在する施設がいくつかある。明治期や大正期あるいは救護法施行以前は行旅病人を入所する救護所(9施設)、失業者の受け入れなどを目的とした無料(簡易)宿泊所(8施設)である。その他売春婦専門の入所施設(2施設)、出獄者のための更生施設等(2施設)である。これは恤救規則から私設施設が生活困窮者を受け入れていたと言え、それが救護法の成立後に救護施設に転換したと言える(吉田 2015)。なお救護法時代から今に至るまで存在する救護施設もあるが、救護法は養老院、養育院、病院、その他の救護院を含めての「救護施設」であり、1954年時、154施設が存在した(寺脇 2002)。その後、生活困窮者緊急生活支援要綱では保護施設として大きく括られ、旧生活保護法でも救護施設と更生施設の区分は不明であり、戦後混乱期に生じた引き揚げ者や浮浪児、浮浪者を収容する施設として主に機能していた(岩田 1985)。

後に浮浪者として収容された人々が労働力として吸収されていく中で取り残された重度の障害者などに対応するため更生施設から救護施設に転換した施設もある(21施設)。また身体障害者への施策としては、戦前から傷痍軍人への対応などから更生援護を中心としたリハビリや就労支援が行われていた。現在救護施設には身体障害者の方は1855人入所しているが(全社協 2020)129、障害者福祉手帳の等級は重度を示す1-2級が半数である。このことから救護施設では更生援護の対象となり得ないとされる重度者の受け入れ先となっている。

知的障害者について、知的障害児については児童福祉法が戦後まもなく制定され、あるいは救護法では養育院の流れを汲む形で18歳までは児童養護施設の入所対象として見なしていた。しかし、成人になった後の受け皿がなく救護施設に入所することが暗黙の了解となっていた(富永 2007)。成人は、1960年の精神薄弱者福祉法による専門施設、コロニー設立まで待たないとはいけなかった。とはいえ、現在も約3000人の知

的障害者が救護施設に入所している。入所年数が定かではないが、専門施設があっても社会資源の少なさや諸事情により救護施設に入所するケースが推測される。

そして、救護施設の入所者の中で最も多いのが精神障害者（現在：約 7000 人）である。社会福祉の通史の中でも精神障害者への福祉施策は遅いことが課題になっている。1965年の精神衛生法の改正において寛解の精神障害者を専門にする緊急救護施設が設立され、この特別基準は 1973 年に廃止されているが、それ以後も 90%以上が精神障害者あるいは精神科病院が母体となる救護施設などがある。歴史上、明治期の行旅病人を対象とする救護所も精神障害者も多く含まれていたと言われ(中村 2007)、その関わりは深い。

その後、年表の通り救護施設における配置基準やサービスが徐々に改善される。また終身施設であるという批判や地域福祉への関わりの中での伸張の中で、救護施設を循環型セーフティネット施設として位置づけ、退所に向けたサービス、日常生活訓練事業や通所保護事業等の外部化が図られるようになっていく。

2000年以降はホームレス自立支援法と生活保護の運用の柔軟化が図られ、ホームレスの入所について救護施設の活用が図られるようになってくる。2015年には生活困窮者自立支援事業を救護施設も担うことが行動指針で示されている。背景には新たな貧困課題、ネットカフェ難民や劣悪な無料低額宿泊所による貧困ビジネスなどに対応・対抗するため、救護施設の専門性や地域貢献が求められている。またこの行動指針では、DV被害者や累犯障害者の出所後の居場所（地域定着支援との連携）として救護施設を活用することがうたわれている。そして地域移行を含め救護施設における専門性確保のために精神保健福祉士の配置などが加算化されている(熊谷 2019)。

現在、他の保護施設、更生施設（21 施設）や医療保護施設（60 施設）、授産施設 17 施設、宿所提供施設 10 施設であるが、救護施設は 186 施設と最も多い。そして近年この施設数は減少するどころか若干増加している(熊谷 2020)。このことは脱施設化、在宅福祉や地域福祉が重視され、また障害などに応じた専門施設が整備されている現在にあっても救護施設を必要とする人々が常にいることが証明されている。

## 4. 考察

### 4. 1. 救護施設の今後のあり方

救護施設を現法前から変遷を辿ると、行旅病人（精神障害者を含む）の救護所や無料宿泊所など篤志家や仏教者が信仰と人間性に基づいた救済、慈恵事業として施設を開所した歴史がある。その後、救護所から養老院（救護施設）となったり、更生施設へと転換するもの。あるいは、戦後混乱期の浮浪者の収容施設から更生施設そして救護施設への転換など時代と共に変化している。時代は一巡りして、精神障害者の退院後の受け皿としてあるいは、再びホームレス対策や累犯障害者の受け入れ先として救護施設の役割が求められている。このことは、社会的排除論の社会分析、新自由主義における格差が現代の貧困を生み出していることを持ち出さなくても、いつの時代にも、貧困はあり、そうした人たちは路上に放置され、時に収容されてきた(青木 2010; 北場 2000)。そして、全国に散らばる路上生活者や生活困窮者の数を考えると救護施設に入所できる人数はごく少数であり、セーフティネットの網目は小さく荒いといわざるを得ない。あるいは「複数のセーフティネットそのものが、絶えず低所得者を収奪して転落させ貧困を生み出している… [中略] …「当事者」視点から見ると、福祉国家・福祉社会はまさに国家独占資本主義として立ち現れてくる」(小泉 2021)297-298。

3.2 で若干論じたように法然の生きた時代は現世での格差は前世からの宿業であるとされ、貧しい人はただ貧しいだけではなく前世からの努力が足りないとおとしめられていた。それに対し、法然は私たちの努力や能力の差などたいした違いは無い。全ての人間が愚者であり、差別や貧困を本人のせいにして切り捨てるのではなく、彼らと共に支えながら生きていく社会を目指した(平 2018)84-86。(阿満 2007)14-15 はなぜそうした法然の考えが弾圧を受けたのかについて、権力やその顕著な形態である政治は暴力を肯定するが、宗教は暴力を全面的に否定する。この暴力は自己の思惑を有無言わずに押しつける自己中心的な人間の業である。宗教はそうした人間の業に深い洞察を与え、暴力的な振る舞いに慚愧する立場と、暴力的存在に疑問を持たない権力（政治側）の立場とでは自ずと様々な局面で対峙することに由来すると考察している。

このことを前提に改めて救護施設のあり方をどう考えたら良いのだろうか。

確かに救護施設は社会福祉の最後の受け皿として、あるいは制度のはざまの補完の役割を果たしてきた。しかし、現在、施設が制度として形成された時の評価をそのまま入所施設必要論を支える根拠にはできない(船本 2019)という指摘もあり全肯定とはならない。救護施設の持つ負の面（社会的防衛（隔離収容）、他の施設に比べて低位なサービス提供、制度、空間からの排除、長期入所による束縛）という暴力的な側面を直視する必要がある。

(頼尊 2018)は現代も仏教集団の信徒が福祉施設を運営することは教化の一環であり、利他行という信仰の原体験の再現にもつながるといふ(頼尊 2018)90。言い換えると援助者側にとっては利用者へ功德を施すことが援助者自身の善行(自己救済)とすること。つまり、利用者を援助者の修行の道具になりかねない(八窪 2010)。また、利用者は教化を受ける(信仰心が芽生える)ことで、障害を受容し救済されるとする考え

になりがちである。こうした思考は、一見仏教の教えに則っていても障害による苦しみや悲しみが社会との関係を契機として生じているということに目を向けにくくさせる(頼尊 2018)。(頼尊 2015)は、これまでの仏教における福祉事業は慈善(パターンリズム)的であり、社会モデルの視点がたりなかったと指摘する。

救護施設においても様々な自立支援・生活援助の取り組みがある。一つ一つを取り上げるだけの紙幅はないが、(田中 2019)は、各種活動は入所者が施設で生きる上でなぜそうした活動をするのかが明確でないと十分な役割を果たさないと論じる。地域移行、施設移行、就労支援など自立助長の取り組みこそが救護施設の役割だと称して、こちらの都合を一方的に入所者に押しつけてはいないだろうか(阿部 and 田口 2019)。

法然は全ての人間は愚者であること。あるいは3.2で論じたように絶対平等は阿弥陀仏の大慈悲であると論じた。この平等観は自身の思慮分別をはるかに超えた世界である。しかし、その世界観に出会うことにより、ありうるべき社会(無差別の平等)が明確になる。そのことで現実社会は逸脱社会として認識されるといえる。そして、法然も親鸞も念仏を唱えることで誓いを思い起こすことを提唱していた。まさに、こうした無差別平等の教えを「常に思い出さず心の絶えぬ」(頼尊 2015)197ように臆念することによって、無自覚な暴力・権力に気づいていく。

現在、少なくとも1万2千人以上が救護施設に入所している(全社協 2020)。その多くが、入所前に社会的に排除され、孤立したり、行き場を無くしたと見なされた人たちである。歴史的にそのような人は劣悪な環境に置かれたり、搾取された者が多数存在する(岩田 2017)。現在の救護施設が生き直しの場所(小川 2019)として、あるいは仮であってもその人の人生の居場所(西川 2021)としてどのような援助が必要なのか。これまでの無自覚な暴力を慚愧することから始まり、援助者がもし入所者ならどうしてほしいのか(田中 2013)という、障害者とか健常者というくくりではない所に、今後の救護施設のあり方が切り開かれていくのではないだろうか。

## 4.2. 援助(関係)と仏教福祉

(小泉 2006)は信仰とは信じているおかげで現に生きていける—この世界と生命を巡る信であると論じる。その上で「われわれがライフスタイルを自由に選択している。しかし、自由に選ばれたものは、別のものと比較されて選ばれたものに過ぎない。… [中略] …。そこでわれわれは選んだもののかけがえのない絶対性を信じたくなるときがある。しかし、信の内容に絶対性があるはずもない。絶対性は、信の作用を突き詰めて探されるべきである」(小泉 2006)130と論じ、「恐れるべきは無知や非知ではなく、不信や軽信であり贗の信である。はじめべきは知の探求というより、信の探求である」(小泉 2006)130という。

信がなければ阿弥陀仏の大慈悲による絶対平等は存在しない。またソーシャルワークの実践原理や価値は知識として覚えているだけでは皮相的なものでしか無い(田中 2019)。その価値や世界が大事であると信じないことには意味を持たない。そして信とは実践(作用)である。(空閑 2021)はソーシャルワークの実践原理は、生きるとは何かなど安易に答えを出すことができない根元的な問いに直面したり、現実との理想のジレンマに遭遇したときに自ずと現れる。そうしたジレンマを通じて「批判的思考や省察、内省する力が育まれる」(空閑 2021)11。そう考えた場合、仏教福祉から学ぶべき援助(関係)とは何か。

4.1の最後で、援助者がもし入所者であれば、どんな援助をしてもらいたいのか。その基点となるのは、3.2で触れた慈悲でいうところの「悲=呻きの共同体」としての援助関係であると考え。繰り返しになるが、救護施設の入所者は自分で選択した結果ではなく、行政処分によるものである。そして貧困状態に置かれ、かつ著しい障害のために居宅での生活が困難であると判断された者である。そう判断された当事者の立場に援助者が立てばどうだろうか。利用者はどうして自分が入所しないとイケないのかという呻きや不条理な苦悩を抱えている。そしてそのレッテルを貼られたままケアを提供する側とされる側の非対称。弱者のままに置かれることの恥辱感を援助者はどのくらい想像できるだろうか(田中 2019)。

親鸞は「もともと衆生は現世の矛盾に悩む差別的縁起存在である。しかし、信の一念で「諸仏等同」となり、絶対平等的円融世界に入り、その差別的な世界が浄土の大慈悲に攝取される。そして同朋的共同連帯が出現する」(吉田 1989)127という。この解釈は4.1で論じたように、ありうるべき世界観(絶対平等、円融世界)によって現世で無自覚に行う差別が明らかになる。そして、差別する自分を慚愧することで他者と連帯する世界(縁起)につながることを示している。

縁起、円融について、(坂井 2012)は「私たち日本人は、縁起の思想が何であるのかを理論的に知らなくても、人と人との印象的な出会いを「ご縁ですね」と表現することで、その本質を直感的に感じている」と論じる。ご縁という日本語は無数のつながりや条件が重なり合うことによって一つの意味深い出会いとこのかけがえのなさが生み出されている。そして、意味深い出会い=ご縁を通じて私たちは、いま・ここに開かれている世界の奥深さに気づく。ケアの関係性とはその時その場における「ご縁」を形作ることである。ケアが継続的であれ一過的なものであれ、その都度の関わりにおいて《ケアの関係性が深まっていくプロセス》が実現しているのであり、完全なる出会いに満たされている(円融)のではないかと投げかけている(坂井 2012)。

救護施設は制度としての社会福祉施設であり、政策や世の情勢に大きく左右される。また、社会福祉の求められる価値や内容は変化し、現在入所型の福祉施設は批判され否定されている。しかし、そうであっても自己（援助者）の中にある差別意識を見つめながら入所者の抱えている苦悩を我が事のように共感すること。そうした共感や縁起から導き出されるのは丁寧な態度(田中 2011)や誠実な関わり(空閑 2021)であり、そして共に人間的に成長することを希求するところにある。そして、こうした仏教福祉の価値を組織や環境における構造的課題として捉えるところに、呻きの共同体 (with together)としての救護施設が顕れるのではないか。(岩崎 2021)は「宗教福祉思想に期待するのは、社会への批判精神が根付くことに他ならないこと」(岩崎 2021)268 だと論じる。救護施設の管理性や援助者と入所者の非対称性の払拭は難しい。しかし、繰り返すが救護施設は社会福祉施策における最後の受け皿である。そこ(最後)から、仏教のラディカル性(根元性)から学び、実践を試みることは、社会的排除がはびこる現代日本社会への批判や対抗としての社会福祉のあり方そのものを象徴的に問うことになると言える。

## 5. 今後の課題

今回、救護施設の歴史をまとめるため様々な文献に当たる中で、本発表では論じなかったが、仏教福祉に基づく社会事業の展開や思想を自らに引き寄せて真摯に生きた人たちがいることを知った。その一方で社会事業が戦争に加担したこと。戦後、福祉施設において劣悪な環境に置かれた人々が多数いたことを知った。

そして歴史をまとめる中で、救護施設で働くことの意義や今後どうする(目指す)べきか問い直すことが自ずと求められた。福祉施設の閉鎖性や限界を感じ、息の詰まる感覚に襲われた。その時、社会福祉の思想や価値や援助するとは何か、あるいは人とは何かの根源性を求めずにはいられなかった。宗教はそうした根源性を追求しているが、信仰心も取り立てて無く、仏教を体系的に学修していない発表者が何を論じることができるかという悩みがあった。それでも様々な文献を導き手として稚拙ではあるが、自らが立てた問いに答えることができたと思う。

今後の課題として、今回仏教、特に法然や親鸞が切り開いた思想を取り出して、救護施設のあり方を論じた。特に、慙愧することは信仰実践であるが、実践原理がジレンマや現実との葛藤において現れることと非常に似ている。よって慙愧することは社会福祉の援助観を深める態度であると考え、まだまだその理解が浅い。その自覚に立って、これからも様々な文献を読み解き思索と援助実践の中で信とは何か、作用とは何かを突き詰めていきながら、救護施設で働くことの意味を追求していきたいと思う。

## \* 参考文献

- 中村, 治. 2007. “洛北岩倉における精神病者の処遇.” 人間科学 (2): 97-114.
- 全社協. 2020. “保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業.”
- 八窪, 清. 2010. “宗教を前提にした福祉のあやうさについて—「人間福祉の哲学」への問い.” 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 (13): 173-76.
- 富永, 健太郎. 2007. “総合的な障害者支援への接近と後退 : 支援ニーズが先行する改正障害者自立支援法の制定に向けて.” 田園調布学園大学紀要 (2): 195-204.
- 北場, 勉. 2000. 戦後社会保障の形成 : 社会福祉基礎構造の成立をめぐる. 中央法規出版.
- 吉田, 久一. 1989. 日本社会福祉思想史. 川島書店.
- 吉田, 久一. 2003. 社会福祉と日本の宗教思想 : 仏教・儒教・キリスト教の福祉思想. 勁草書房.
- 吉田, 久一, and 英己子 岡田. 2000. 社会福祉思想史入門. 勁草書房.
- 吉田, 晴一. 2015. “救護法における私設の救護施設が担う公的な救護の意義.” 社会福祉学 56 (1): 25-37.
- 坂井, 祐円. 2012. “縁起の思想から見たケアの関係性.” 京都大学大学院教育学研究科紀要 (58): 169-81.
- 守中, 高明. 2021. 浄土の哲学 : 念仏・衆生・大慈悲心. 河出書房新社.
- 寺脇, 隆夫. 2002. “救護法下の救護施設の実態—普及と施設実態、認可と補助、施設財政など.” 長野大学紀要 24 (3): 345-428.
- 小川, 裕子. 2019. “住居喪失型貧困状態にあった女性の〈生き直し〉の経験から考える施設の役割 : 「逸脱のヘテロトピア」から「積極的な保護」の空間へ.” 社会問題研究 68 93—105.
- 小泉, 義之. 2006. 「負け組」の哲学. 人文書院.
- 小泉, 義之. 2021. 闘争と統治. 月曜社.
- 岡部, 卓. 2013. “救護施設の動態 全国救護施設調査 (開設から 2006 年まで).” 人文学報. 社会福祉学 (29): 53-276.
- 岩崎, 普也. 2021. “吉田久一が提起した社会福祉理論の課題.” In 吉田久一とその時代 : 仏教史と社会事業史の探求, edited by 栄一 大谷, 昌子 大友, and 正己 永岡, 249—271. 法蔵館.



- 岩田, 正美. 1985. “研究ノート・戦後社会福祉施設の研究 2 : 戦後生活保護法の形成・定着と生活保護施設.” 人文学報. 社会福祉学 (1): 165-93.
- 岩田, 正美. 2008. 社会的排除 : 参加の欠如・不確かな帰属. 有斐閣.
- 岩田, 正美. 2017. 貧困の戦後史 : 貧困の「かたち」はどう変わったのか. 筑摩書房.
- 岩田, 正美. 2021. “生活保護解体論 : セーフティネットを編みなおす. 岩波書店.”
- 布川, 日佐史. 2007. “生活保護制度と社会的排除.” 家族社会学研究 18 (2): 37-46.
- 平, 雅行. 2018. 法然 : 貧しく劣った人びとと共に生きた僧. 山川出版社.
- 張, 偉. 2004a. “悲喜の涙と慙愧—『教行信証』の中の「王舎城の悲劇」をめぐって.” 同朋大学仏教文化研究所紀要 (24): 224-13.
- 張, 偉. 2004b. “『歎異抄』の宿業観—十三章をめぐって—.” 同朋大学仏教文化研究所紀要 (23): 132-12.
- 戸塚, 法子. 2021. “大乘仏教教義から見えてくる”関係性”を捉える : ソーシャルワーク教育に教えてくれるもの.” 総合福祉研究 (25): 73-79.
- 木原, 活信. 2016. “社会福祉におけるスピリチュアリティ : 宗教と社会福祉の対話.” 基督教研究 78 (1): 17-41.
- 杉村, 宏. 2004. “日本における貧困と社会的排除.” 教育福祉研究 (10): 63-73.
- 松岡, 是伸. 2007. “日本の公的扶助における「濫給防止」とスティグマ—生活保護行政のスティグマに対する配慮の有無.” 紀要 1 69-89.
- 桜井, 啓太. 2021. “生活保護における自立支援と統治 : インセンティブ, コンディショナリティ, 産福複合体.” 大原社会問題研究所雑誌 (753): 31-47.
- 正村, 公宏. 2000. 福祉国家から福祉社会へ : 福祉の思想と保障の原理. 筑摩書房.
- 江口, 恵子. 2003. “救護施設の社会的性格.” 人間文化研究 1 33-46.
- 熊谷, 和史. 2017. “社会的包摂としてみたときの地域包括ケアシステム.” 東北の社会福祉研究 12 35-47.
- 熊谷, 和史. 2019. “救護施設における社会的排除と包摂.” 東北の社会福祉研究 14 7-21.
- 熊谷, 和史. 2020. “救護施設における支援のあり方の視座.” 東北の社会福祉研究 15 7-20.
- 熊谷, 和史. 2021. “救護施設の精神障害者における地域移行の課題と展望.” 東北の社会福祉研究 16 7-24.
- 田中, 治和. 2004. “社会福祉学対象論の基本問題.” 東北福祉大学研究紀要 28 27-40.
- 田中, 治和. 2011. “社会福祉の《補充性》論再考.” 東北福祉大学研究紀要 35 1-22.
- 田中, 治和. 2013. “社会福祉の「対象論」再考.” 東北福祉大学研究紀要 37 21-40.
- 田中, 治和. 2019. “社会福祉の人間観に関する批判的考察 : 仏教の人間観を援用して.” 東北福祉大学仏教文化研究所紀要 (1): 43-60.
- 町田, 宗鳳. 2010. 法然・愚に還る喜び : 死を超えて生きる. 日本放送出版協会(NHK 出版).
- 空閑, 浩人. 2021. “ソーシャルワーク専門職が依拠する「実践原理」の空洞化状況と支援の混迷 : 専門職としてのジレンマとパワーlessness状態の克服に向けて.” ソーシャルワーク実践研究 (14): 4-14.
- 船本, 淑恵. 2019. “知的障害者コロニーにおける地域生活移行の取り組みに関する一考察 : 先行研究にみる分析の視点.” 大阪大谷大学紀要 53 85-97.
- 西川, 絹恵. 2021. “「居心地」と「居場所」の概念の検討.” 中京経営紀要 17 (1): 1-11.
- 長谷川, 匡俊. 2000. “仏教と福祉の結合から見えてくるもの.” 仏教 (51): 82-88.
- 長谷川, 匡俊. 2015. “共生の仏教福祉.” 共生科学 6 61-68.
- 関根, 康正. 2020. “「例外状態」論から再考するストリート人類学:ネオリベラリズムに抗する〈往路と復路〉の人類学.” 文化人類学 84 (4): 387-412.
- 阿満, 利麿. 2003. 法然の衝撃 : 日本仏教のラディカル. 人文書院.
- 阿満, 利麿. 2007. 選択本願念仏集 : 法然の教え. 角川学芸出版.
- 阿部, 正美, and 太郎 田口. 2019. “救護施設居宅生活訓練事業の有無にみる地域生活移行支援の相違:地域生活移行支援の矛盾.” 都市計画論文集 54 (3): 878-84.
- 青木, 秀男. 2010. ホームレス・スタディーズ : 排除と包摂のリアリティ. ミネルヴァ書房.
- 頼尊, 恒信. 2015. 真宗学と障害学 : 障害と自立をとらえる新たな視座の構築のために. 生活書院.
- 頼尊, 恒信. 2018. “「社会モデル」の思想と宗教 : 共生する社会の構築に向けて.” 宗教と社会貢献 8 (1): 75-99.
- 高良, 麻子. 2017. 日本におけるソーシャルアクションの実践モデル : 「制度からの排除」への対処. 中央法規出版.
- 高間, 満. 2004. “救護施設の歴史・現状・課題.” 福岡県立大学人間社会学部紀要 12 (2): 17-26.